

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき評議員の費用弁償、定款第25条の規定に基づき役員等の報酬及び費用弁償、本会委員会規程第7条の委員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(1) 常勤役員等とは、会長、副会長、常務理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等、評議員、委員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。ただし、事務局長が兼務する場合は、別途支給しない。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。

(2) 非常勤役員等、評議員、委員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬、賞与等については、別表2に定める額

2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第11条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。職員給与規程第34条に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等の報酬は、月途中で就任した場合は、その月の就任日から日割り計算とし、任期満了による退職又は死亡等によって月途中で退任した場合は、その月の報酬は全額支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会副会長の給与、旅費及び費用弁償に関する規程（平成21年7月31日制定）は廃止する。
- 3 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成13年7月1日制定）は廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 非常勤役員等、評議員、委員の費用弁償

日 額	3,000 円
-----	---------

別表2 常勤役員等の報酬

会 長	月額 50,000 円
副会長兼常務理事	つくば市職員の給与に関する条例に定める給料表等の再任用職員に適用される給料月額を上限として、会長が別に定める額